

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	近代日本の教育思想史的背景に関する一考察
Author(s)	李, 立業
Citation	HABITUS , 27 : 141 - 165
Issue Date	2023-03-20
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/53733">10.15027/53733</a>
URL	<a href="https://doi.org/10.15027/53733">https://doi.org/10.15027/53733</a>
Right	
Relation	



# 近代日本の教育思想史的背景に関する一考察

李 立 業

(広島大学大学院人間社会科学研究科博士課程後期 3 年)

## はじめに

一般的には、日本の近代教育の源流は江戸時代にまで遡られると思われる。それは江戸時代に武士を対象とする藩校と庶民を対象とする寺子屋などの教育機関<sup>1)</sup>が多く設けられた。これらの教育機関は特に幕末に西洋と遭遇した後、著しく発達し、その教育内容もまた次第に近代化していき、明治維新後の近代教育の発展の重要な基盤となっていたのである。しかし、身分制に基づいて武家教育と庶民教育が大きく区別されていたこの近世・近代初期の教育は、欧米諸国の教育を模範として成立した明治新政府の教育と異なる性質を持っていた。明治新政府における学校教育はフランス型の中央集権体制を採用し、明治 5 (1872) 年の「学制」の創設に向けて文部省は、「一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事」<sup>2)</sup>をねらいの一つとした。また、「学制」にも、「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」と記されていることから、身分や性別にかかわらない国民皆学が新たな公教育体制のもと目指されたといえる。

従って、本論文は日本の近代天皇制公教育体制の教育思想を考究することを目的とするため、「近代教育」の直接の対象を明治新政府の教育改革以降に焦点化する。以下では、日本の近代教育体制の成立と変遷に沿って、明治維新後から終戦にかけての近代日本の教育思想史の背景を考察していく。

## 一 近代教育制度の創始—学制発布から教育令改正へ

明治政府は維新直後から近代的な統一国家の形成を目指して、それに相応しい国民を育成する近代的教育体制の創設に努め、明治 5（1872）年の学制発布によって初めて日本の近代教育が制度的に確立された。学制発布に至るまでの経緯を考察するために、まず学制以前の明治政府の教育政策を見ておく。

文明開化の国策を背景として、明治政府はまず欧米文化の導入及び指導的人材の養成の機関として大学の創設を企画した。明治元（1868）年 2 月に、国学者の玉松操・平田鉄胤・矢野玄道の三人が学校掛に任命され、学校制度の調査を始めた。そして、同年彼らが構想した大学創設案として「学舎制」が提出された。この学舎制は唐王朝時代の「大学寮」をモデルとして構想され、本教学・経世学・辞章学・方伎学・外蕃学の五つの学科から構成される。その冒頭に学舎内に「皇祖天神社」を祀ることを示しているように<sup>3)</sup>、学舎制は神典・皇籍などを授ける本教学を首位に、他の四科を従属的な位置に置き、従来の「大学寮」が採る儒学中心主義を改めて国学を教学の中心としている。この皇国思想に基づいて構想された学舎制はきわめて復古的な性格を持つものであったと思われる<sup>4)</sup>、結局実現を見なかつたのである。

政治の中心が東京に移るとともに、明治政府は東京を中心に大学の創設を計画し、明治 2（1869）年 6 月に東京での大学創設の計画を明らかにした。その計画によると、昌平学校を大学校の本校とし、開成学校と医学校を大学校分局として、三校を総合して大学校を設立しようとした。その創設の主旨は「神典国典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ国体ヲ弁スルニアリ 乃チ皇国ノ目的学者ノ先務ト謂フヘシ 漢土ノ孝悌彝倫ノ教治国平天下ノ道西洋ノ格物窮理開化日新ノ学亦皆斯道ノ在ル処学校ノ宜シク講究採択スヘキ所ナリ」<sup>5)</sup>とし、国学を中心としつつ、

漢学および洋学をも総合して講究する立場をとっている。同年 12 月には大学校を「大学」に、開成学校を「大学南校」に、医学校を「大学東校」に改称し、その発展を期したが、その後、国学派と漢学派との対立紛争によって大学本校の機能が失われて閉鎖され、洋学が主導する大学南校と大学東校のみが存続した。

明治 3 (1870) 年 2 月に「大学規則」および「中小学規則」が定められ、明治政府は初めて大学・中学・小学の三段階の学校体系を設立する計画を示した。しかし、両規則によると、ここの中学と小学は大学の予備教育段階として規定され、指導層向けのかかなり程度の高い教育機関であった。これに対して、一般庶民のための小学校や郷学校（地方の有志によって設立）も早くから開設されたが、その教育内容は日常生活に必要な書学・素読・算術を主とし、近世の寺子屋と大差のないものといわれている<sup>6)</sup>。ここから見れば、当時の明治政府の教育政策はまだ身分制に基づく二重系統の近世教育と似た性格を持っていたが、つくられた学校体系は学制発布後の日本の近代教育体系の重要な基盤となった。

明治 4 (1871) 年、廃藩置県によって明治政府が初めての全国的な統一行政を可能にし、教育行政の最高機関として設置された文部省が全国の学校と国民の教育を統轄することになった。文部省が設置されると、直ちに日本国内の教育事情と欧米諸国の教育制度を調査し、全国に施行すべき新たな教育制度の創設に着手した。同年 12 月には十二名の学制取調掛が任命され、学制の起草が進められた。「選ばれた委員は大半が欧米諸国の教育事情に明るい洋学派で占められていて国・漢学派はわずか二名に過ぎ」<sup>7)</sup>なかった。明治 5 (1872) 年 8 月には学制がついに発布された。その基本精神は学制とともに公布された「被仰出書」によって以下のように示されている。

人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑのもの、他なし、身を脩め智を開き才芸を長ずるによるなり。而て其身を脩め知を開き才芸を長ずるは、学にあらざれば能はず。是れ学校の設あるゆゑにして、日用常行言語書算を初め、仕官農商百工技芸及び法律政治天文医療等に至る迄、凡人の営むところの事、学あらざるはなし。人能く其才のあるところに応じ勉励して之に従事し、しかして後初て生を治め産を興し業を昌にするを得べし。されば学問は身を立てるの財本ともいふべきものにして、人たるもの誰か学ばずして可ならんや。……自今以後一般の人民（華士族農工商及婦女子）、必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す……<sup>8)</sup>

学制の序文にあたるこの「被仰出書」は学校を設立する主旨を述べ、明治政府の基本的な教育理念を明らかにした。すなわち、学校は人々の立身・治産・昌業を目的とし、教える学問は人の営むところの実学とし、教育対象は士農工商および婦女子にかかわらず全国の一般人民とすることが明示されている。この欧米の近代思想に基づく実学主義・個人主義の教育観と四民平等の立場から制定された学制は日本の近代教育制度の基礎を定め、日本の教育史にとって時代のさきがけとして一時代を画するものであったといえる。

学制は全国を 8 つの大学区に、各大学区を 32 の中学区に、各中学区を 210 の小学区にわけ、大学区には大学校、中学区には中学校、小学区には小学校を各一校設置することにし、即ち全国に 8 つの大学校、250 の中学校、53760 の小学校を設置する計画であった。しかし、その計画はあまりにも宏大で、理念的なものであって、現実の地域条件や民衆の生活状況を十分考慮しなかったため、民衆の不満や反発を招いた。民衆の学制への反発の要因として、①教育内

容は全般的に欧米を模倣したものであり、民衆の日常生活から遠くかけ離れたものであったこと、②学校の設立維持に関する費用は住民の負担を原則とし、高額授業料が民衆にとって大きな負担となったことがあげられる<sup>9)</sup>。これによって就学拒否、教育費負担拒否などの民衆反発が現われ、学校を破壊する暴動までも起った。このように学制の実施は挫折し、それを検討して改正する声が高まっていった。

こうした問題を解決すべく学制改正の中心に立ったのは当時の文部大輔田中不二麻呂であった。田中はすでに明治4(1871)年から明治6(1873)年にかけて岩倉使節団の理事官として欧米諸国の教育制度を視察し、明治9(1876)年に再び渡米して、アメリカ各州の教育行政の調査を実施した。そして、帰国後の明治12(1879)年9月に、田中が起草した学制改正案に基づいた教育令が公布された。

このいわゆる自由教育令は画一的な学区制を廃止し、町村を小学校設置の基礎とし、学校事務の管理を町村住民の選挙による「学務委員」に任せるという地方分権的な要素を加えたものであった。就学義務については実効性を持たせるために、16ヵ月の最低就学時間を定め、八年の課程を四年まで短縮することを認め、また学校に入学しなくても別に普通教育を受ける方法があれば就学と見なすこととした<sup>10)</sup>。ただし、これらの政策は地域社会の実情を考慮した上でとった緩和政策であったが、かえって経費節減のための廃校、児童の就学率の低下などの事態をもたらし、小学校教育を後退させる結果になった。

この事態を受け、明治13(1880)年12月に、新たに文部卿に就任した河野敏謙によって起草された改正教育令が公布された。教育令が学校の設置と管理を町村の自由に委ねたことに対して、この改正教育令は文部省の統制力と府知事県令の権限を再び強化し、就学義務に関する規定を厳格化した内容であった。

これらの強化措置によって、各府県の学校が次第に発達し、教育制度も整えられていった。だが、この改正教育令が学校への国の補助金を廃止したことに加え、当時の経済的不況も影響し、教育経費に苦しむ地方が増え、その後就学率も停滞していく。地方の教育経費の負担を軽減するために、明治 18 (1885) 年に教育令は再び改正され、地方の実情に応じて簡易な小学教場を認めることになった。しかし、このような多様な学校種をまたぐ単一法令では将来的な変化に対応できないため、明治 19 (1886) 年には初代文部大臣森有礼によって、教育令に代わって、学校種類ごとに帝国大学令、師範学校令、小学校令、中学校令ならびに諸学校通則が交付された。

## 二 天皇制公教育体制の確立－教学聖旨から教育勅語へ

前節で見たように、学制発布から数度の教育令によって総合的な教育システムが整えられていった明治十年代の終わりまでは日本の近代教育制度の創始期として位置づけられる。この時期における明治政府の教育政策は、文明開化の思想に基づいて欧米諸国の教育制度やその内容・方法を模倣するものであったと言える。しかし、その模倣は理念先行で場当たりのものにとどまり、日本の社会現実からかけ離れたものが多かったため、これに対する批判が世間で見られ、その改善要求が天皇制下で提起される。その最初の表れが、学制の発布（明治 5 (1872) 年）後の西洋的自由主義教育に対する危惧から明治天皇の意志を介して明治 12 (1879) 年に出された「教学聖旨」である（侍講の元田永孚によって起草）。これが天皇制公教育体制への最初の礎となる。内容は以下のようである。

明治 11 (1878) 年に明治天皇は東山・北陸・東海地方を巡幸した際に、各地の学校教育の実情を視察したが、その教育内容が民衆の実生活から遊離して民

衆の不满を招いたことを憂慮し、国民教育の根本精神を明らかにするために、儒学者の元田永孚に指示し、教学に関する聖旨の起草を命じた。

教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才藝ヲ究メ以テ人道ヲ盡スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ然ルニ輓近専ラ智識才藝ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス……故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ツキ専ラ仁義忠孝ヲ明カニシテ道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ人々誠實品行ヲ尚トヒ……<sup>11)</sup>

つまり、この「教学聖旨」では西欧流の智識才芸の育成に先立ち、儒教的徳目としての仁義忠孝を涵養することが日本の教育基本方針であると強調されたのである。これ以降、この儒教倫理が天皇制公教育体制において教学の根本に据えられていくのである。

ただ、こうした儒学派・宮廷派に寄った教育改革に対し、自由開明派を代表する伊藤博文は「教育議」を提出し、欧米の文化を導入する教育が必要である理由を述べた。これに対して元田（宮廷派）は天皇の意を受けて再び「教育議付議」を奏上して伊藤に反論した。このように、伝統的な儒教道德を保守すべきとする元田と欧米的な価値観と教育を取り入れるべきだとする開明派の伊藤との間に論争が起こった。その結果、教育令が公布される直前に成文された「教学聖旨」は、明治政府による文明開化に向けた自由開明の教育方針を根本的に変えることができなかった。

このように明治十年代は、主なる潮流として欧化主義の教育政策が推進・修正されたが、その一方で、教育における儒教的な徳育思想の意義もまた見直されていった時代といえる。この意味で、「教学聖旨」は「それ以後の儒教主義的



文教政策を推進するのに重要な役割を演じた」<sup>12)</sup>ととらえることができ、以後、天皇制公教育体制を支える儒教主義的教育思想復活の嚆矢であるともいえよう。加えて、これ以降、この流れを押し加えるように、自由開明派の中でも伝統的な価値観への揺り戻しが起こってくる。

明治 10 年前後は、自由民権運動の高揚期でもあり、自由民権派による国会開設・憲法制定の要求が高まり、政府内部でも立憲政体への移行が決定されたが、漸進論と即時開設論とが対立していた。明治 14 (1881) 年の政変<sup>13)</sup>によって漸進派の伊藤博文らが政治の主導権を握り、明治 23 (1890) 年に国会開設と憲法実施の方針を提示しながら、自由民権運動に対して徹底的な弾圧を推進した。その具体的な政策として、教育内容や教員生徒に対する統制を強化し、自由民権運動の教育への浸透を防止するために、改正教育令における修身科の重視、修身と歴史によって国民精神の育成を重視する「小学校教則綱領」と尊王愛国の志気の振起を目的とする「小学校教員心得」「学校教員品行検定規則」が明治 14 (1881) 年に規定されたのである。これは、「教学聖旨」の方針を汲み文部省によって作られたものとされる<sup>14)</sup>。

そして時代はいよいよ天皇制公教育体制を確固たるものとする変化が起こってくる。国会開設に先立って、明治 18 年に内閣制度が創設され、文部卿にかわって文部大臣が置かれた。そして森有礼は初代の文部大臣に就任し、教育制度の全般に関する改革に着手した。教育と国家との関係について、森は教育が国家の発展や繁栄のためになすものであると考え、「国家の須要に応ずる」<sup>15)</sup>という国家主義的な教育観から諸学校令を制定して教育改革を推進した。そして、明治 22 (1889) 年に、プロイセンの立憲君主制をモデルとした戦前日本の最高法規である大日本帝国憲法が明治天皇の名において公布された(翌 23 (1890) 年 11 月から施行)。憲法は天皇主権の立場に立って天皇が主権者として統治権

を総攬することを規定し、ここにおいて天皇制絶対主義の立憲政治体制が確立した。このような新しい国家体制の基盤が成立するのに伴い、国民道徳を統一する教育体制の確立が求められることになった。こうした国家要請の下に、儒教主義的徳育観と国家主義的教育観が自然に結び付けられた「教育ニ関スル勅語」が、明治 23 (1890) 年に発布された。これは、通称「教育勅語」と呼ばれ、山縣有朋が主導した軍人勅諭に倣い法学者井上毅が起草し、元田永孚が成文化にかかわって成立した。この「教育勅語」は全文 315 文字からなる。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ<sup>16)</sup>

「教育勅語」はまず万世一系の国体について述べ、君徳の深厚と臣民の忠孝とが一体である君臣の道徳関係は日本国体の優れたところであり、また教育の根本があるところであると説いている。続いて臣民の守るべき道徳の内容として一連の徳目をあげ、必要な時にこれを以て皇国に奉公することを臣民の義務

と規定している。最後に、上述の道德教育・臣民教育観は古今東西にわたって不変の真理としてその妥当性を説き、天皇と臣民がともにこれを実践することを期待している。

「教育勅語」の発布と同時に、文部大臣は勅語に関する訓示を発し、勅語の謄本とともに各学校に下付され、学校では奉読式を行った。文部省は「教育勅語」を学校教育において定着させるために小学校令を改正し、明治 24 (1891) 年に小学校令の施行上の諸細則を制定した。「小学校設備準則」では校舎に勅語の謄本と天皇の御真影(写真)を一定の場所に保管することが規定され、「小学校祝日大祭日儀式規程」では天皇の御真影への最敬礼・「教育勅語」の奉読など祝祭日の学校行事が定められた。「小学校教則大綱」でも徳性の涵養が教育上最も重要なこととされ、道德教育と臣民教育が強調された<sup>17)</sup>。また師範学校令と中学校令の一部をも改正し、「教育勅語」を徹底させる施策がとられた。このようにして、日本の当時の学校教育では「教育勅語」が道德教育の中核となり、国民教育の根本方針として位置づけられた。その後、井上毅文相による教育改革、明治 30 年代の教育制度の整備などを経て、天皇制絶対主義体制に即応する国家主義的教育体制が徐々に整備されたのである。

### 三 資本主義発展期における教育改革—臨時教育会議と大正新教育運動

すでに述べたように、日本の近代教育制度は学制発布・改正によって形成され、教育勅語によって確立された。特に、教育勅語が天皇制絶対主義的公教育の精神的基礎となっていて、その後の教育改革はすべてこの基礎の上にそれを整備させたものである。

明治期を通じて日本の近代教育は制度として基本的に完成されたが、その内実についてはいくつかの懸案が残されていた。たとえば、国民各層が教育に対

する要求の高まりと教育施設及び内容との矛盾、教育拡充と教育財政との矛盾などは明治後期における教育政策上の重要な論議であったが、決着がつかなかったのである。さらに、日清・日露戦争を経て、日本の資本主義が急速に発展し、社会も大きく変わり始めた。殊に、第一次世界大戦がもたらす好況によって、日本は新興の帝国主義・資本主義国家として世界市場に進出し、欧米の先進諸国との競争に直面した。激しくなる資本主義国間の競争に備えるために、教育機関の拡充と指導的人材の養成はこの時期の教育改革の急務の一つとなった。このような内外の情勢のもとで、明治期に残された懸案を解決し、第一次大戦後の教育改革の方針を全般的に講ずるために、設置されたのは臨時教育会議であった。

臨時教育会議は大正 6 (1917) 年 9 月 21 日に臨時教育会議官制の公布をもって成立した。この会議は内閣に直属する教育政策の諮問機関であって、内閣総理大臣の諮問に応じて意見を答申し、また内閣総理大臣に建議することができる。10 月 1 日に第一回総会開会の初めに当たって内閣総理大臣寺内正毅の行った演説がよくこの会議の使命と性格を表わしている。

(前略) 今回發布セラレタル臨時教育会議官制ハ中外ノ情勢ニ照シ国家ノ将来ニ稽ヘ教育制度ヲ審議シテ多年ノ懸案ヲ解決シ以テ学界ノ振興ヲ図リ給ハムトスルノ叡慮ニ出テ洵ニ恐懼ノ至リ……教育ノ道多端ナリト雖国民教育ノ要ハ特性ヲ涵養シ智識を啓発シ身体ヲ強健ニシ以テ護国ノ精神ニ富メル忠良ナル臣民ヲ育成スルニ在リ実科教育ハ国家致富の淵源ニシテ国民教育ト並ヒ奨メ空理ヲ避ケ実用ヲ尚ヒ帝国将来ノ実業経営ニ資セシメサルヘカラス高等教育ニ在リテハ専ラ学理ノ蘊奥ヲ究メ學術ノ進歩ヲ図リ以テ国家有用ノ人材ヲ養成スルヲ目的トス……<sup>18)</sup>

つまり、臨時教育会議は戦後の国家経営に際し、天皇制絶対主義国家体制の対外的拡張の要求と対内的維持強化の要請に対応して、教育の基本方針、即ち国民道德の徹底を図るために設置されたのである。「いわばその時点における日本の急激な社会経済的变化を、教育の方面から始末しようとするところからはじまるものとみることができる」<sup>19)</sup>と指摘されている。

臨時教育会議は1917年10月の開会から1919年3月の閉会までおよそ一年半にわたり、教育制度の全般に関する九つの諮問事項に対して、十二件の答申と二件の建議案を提出した。これらの答申及び建議は大正8年以後に見られた教育制度改革（大正学制改革）の基本方針となった。臨時教育会議においてなされた審議及び答申の全体を通じて、以下の三つの特質が見られると、松本・鈴木は指摘している<sup>20)</sup>。その第一は、すべての段階の教育に対して国家思想・国民道德を強調することである。第二は、教育内容を実生活に即して適切ならしめ、同時に児童生徒の個性や能力を考慮して科目の選択を許すようにしたことである。第三は、中等以上の教育、特に高等教育は、その施設及び内容を拡張充実し、その画期的振興を意図したことである。

臨時教育会議及びそれにもとづく学制改革は、資本主義の飛躍的な発展とともに日本の世界への進出に対応する上から行った動きであって、明治を支配した絶対主義精神が新時代の要求の前に大幅な譲歩をしたものであった。しかし、ある程度の譲歩とは言え、決して全面的に退却したことはない。むしろ、国民道德・国民思想・国体観念などが強く主張されたのは、日清・日露戦争後次第に高まってきた国家主義の思想がさらに発展したものとみられる<sup>21)</sup>。臨時教育会議の答申内容及びその後の教育改革は資本主義と絶対主義との妥協の産物であったと評価されている<sup>22)</sup>。

こうした上から主導された教育改革に対し、下から自発的に展開されたのは新教育運動である。19世紀末に帝国主義の競争に伴って資本主義は繁栄し、これによって出現したブルジョアジーの経済的・政治的要求に応じて、民主主義・自由主義の思想が盛んになり、人間尊重や児童解放を主張する新教育が唱えられた。このような自由・解放の思想は日本にも紹介され、吉野作造の「民本主義」を代表として、大正期には民主主義の風潮が高まり、いわゆる大正デモクラシーの時代が現出した。教育においては、従来の教師中心の画一的・形式的な注入主義の教育を批判し、子どもの個性や自発性を重視する自由主義的な教育改革運動が展開された。それは大正新教育運動と呼ばれているものである。

この新教育運動の萌芽はすでに明治末期から現れた。たとえば、児童の自発的な発動を重視する「活動主義」の教育を唱える樋口勘次郎と児童の自覚の發揮を強調する「自学主義」の教育を唱える谷本富は、新教育運動の基礎を築いた明治期の教育者であった。大正に入ってから、新教育運動は本格化し、主に師範学校附属小学校及び私立小学校を拠点として、新教育の実践を試みたのである。兵庫県明石女子師範学校附属小学校において、及川平治は子どもの学習意欲の喚起と自発的学習の推進を図り、児童の能力不同を考慮しながら、学級教育と個別教育の両者の利点を併せ持った分団式の動的教育法の実践を行った。千葉県師範学校附属小学校において、手塚岸衛は「訓練には自治、教授には自学」という主張のもとで、従来の取り締まり主義の訓練と注入主義の教授を打破することを図る「自由教育」の実践を展開した。奈良女子高等師範学校附属小学校において、木下竹次は児童の自律的な学習を目指す「学習法」・「合科学習」の実践を試みた。また、1917年4月、沢柳政太郎（同年9月に内閣直属の諮問機関であった臨時教育会議の委員にも任命された）は皮城小学校を創設した。沢柳は画一主義・形式主義の教育を批判して、「個性尊重の教育」・「自然と

親しむ教育」・「心情の教育」・「科学的研究を基とする教育」という四つの新教育を唱え、その実践を行った。これらのほかに、また羽仁もと子の自由学園、野口援太郎の池袋児童の村小学校、桜井祐男の芦屋児童の村小学校などがあり、新教育運動の学校は日本全国で開花していた<sup>23)</sup>。学校教育において行った新教育のほか、社会教育の面では、鈴木三重吉の『赤い鳥』の運動と山本鼎の自由画教育運動に代表された芸術教育運動も興って、大正新教育運動に多大な役割を果たしたのである。

大正新教育運動の最盛期は1921年頃であり、その頂点を象徴する出来事は、雑誌『教育学术界』の主催によって開催された「八大教育主張講演会」であった。この講演会において8名の教育者が登壇し、それぞれ個性的な新教育論を唱えた。その講演者と教育論は次表に示されている。

表 1-1 八大教育主張講演会における講演者と主張内容<sup>24)</sup>

講演者／肩書き	主張	主張内容
及川平治 明石女子師範附小主事	動的教育論	従来 of 教師は静的であったが、教師は動的なものでなければならない
稲毛詛風 雑誌社主筆	創造教育論	創造性を原動力とした子ども中心の教育・学習活動
樋口長市 東京高等師範学校教授	自学教育論	児童の自主的学習を重視する
手塚岸衛 千葉県師範附小主事	自由教育論	子ども自身の力で自己を開拓する力をつける

片上伸 早稲田大学教授	文芸教育論	文芸・芸術的精神によって、子どもの教育を行う
千葉命吉 広島県師範附小主事	一切衝動皆満足論	真の教育は好きなことをやらせていくことからしなければならない
河野清丸 日本女子大附属小主事	自動教育論	自我の自動こそ文化の本体であるとする
小原国芳 成城小学校主事	全人教育論	理想の真善美聖とそれを支える健富を備えた完全で調和のある人格を育む

講演会は教育現場の教師の強い関心を呼び、全国各地から 2000 名を超える参観者が集まった。しかし、政府にとってはこの自由主義的教育運動は決して望ましいものではなく、やがて行政権力による干渉・抑圧を招いたのである。講演会の直後に講師の一人である千葉命吉が退職を迫られた事件、茨城県で手塚岸衛を中心として開催しようとした自由教育研究会・講演会が抑圧された事件が起こった。殊に、1924 年 8 月に文部大臣の岡田良平は地方長官会議で新教育を非難する訓示を出した以降、新教育運動に対する抑圧が本格的に行われた。非国定の修身科の副教科書を使って休職処分された川井（清一郎）訓導事件をはじめ、様々な干渉・抑圧が加えられたのである。行政権力による抑圧に加えて、大正末期にデモクラシーの思潮が退潮し、それにもとづいた新教育運動も次第に衰退した。

大日本帝国憲法は天皇が政治権力の保持者であることを、教育勅語は天皇が精神的権威の体現者であることを示すものであり、両者をもって権力と権威の淵源としての天皇制絶対主義の基本構造が確立された<sup>25)</sup>。この大日本帝国憲法



と教育勅語を基軸として構築された明治国家体制は、実質的に敗戦まで続いたのであるとみられる。大正新教育運動は明治の絶対主義確立期と昭和の軍国主義支配期との中間に位置し、形式化的・画一化的注入主義の明治教育体制を批判し、児童の自主性・自発性を尊重する自由主義の近代教育方法論として重要な史的意義を持っている。しかし、天皇制絶対主義がすでに広く深く根づいていた教育界において、この運動は最も根本的な価値観や目的自体には及ばず、主として方法・技術面だけにとどまっていたと思われる<sup>26)</sup>。ある程度に新興ブルジョアジーの教育要求を反映したが、完全にそれを実現しえなかった。もともと、大正新教育運動は真にブルジョアジーの立場に立ち、天皇制絶対主義の国家教育体制と対立するものではなかったのである。むしろ、それは第一次世界大戦後日本国家経営の対外的・対内的要求に対応して、従前の教師中心主義の教授法の欠陥を修正・克服し、天皇制絶対主義国家体制を維持強化しようとしたのもであった。大正新教育運動は児童中心主義・自己発動主義と国家主義・強国主義教育観の混合物であったと評価される<sup>27)</sup>ように、自由主義と国家主義、資本主義と絶対主義との妥協・混合は新教育運動に内在する矛盾と限界であり、大正という時代の矛盾と限界でもあるといえる。

#### 四 軍国主義教育の進行と崩壊－教学刷新から国家総力戦体制へ

第一次世界大戦後、世界的経済不況が始まり、その影響は日本にも及ぼした。また、日本資本主義経済その自身の発展の不均衡性によって、労働者・農民階層と資本家・地主階層との矛盾は一層深まり、しばしば労農運動が起こった。一方で、民主主義・社会主義の思想が学生の間にも広まり、東大新人会をはじめとして多数の学生思想団体が結成した。学生思想運動の活発に伴い、1922年11

月に全国的な組織「学生連合会」（いわゆる「学連」）が成立し、学生思想運動はしだいに社会主義運動へと発展していったのである。

これらの労農運動・学生運動に対し、官憲側は支配体制を動揺される国民の思想悪化の問題として、強力な弾圧措置を講じながら、社会教育と学校教育を通して「思想善導」を推進した。1925年に治安維持法が制定され、その最初の適用として京都学連事件<sup>28)</sup>が起こった。この事件を契機として、学生運動への弾圧と学生思想善導の政策は一段と本格化され、昭和3（1928）年に文部省に学生課<sup>29)</sup>が設置され、直轄の大学や学校に学生の思想問題を調査する学生・生徒主事が置かれた。1931年に学生思想問題調査委員会を新設し、学生思想問題への根本的対策の樹立を図った。「学生生徒左傾の原因及び対策」という諮問に対し、同委員会はマルクス主義の批判的研究の不振、国体についての理論的研究の不振と日本固有の文化に関する研究の不振<sup>30)</sup>をその原因とした。対策として1932年に文部省に国民精神文化研究所が設置された。その創設趣旨に示しているように、それは「わが国体・国民精神の原理を闡明し、国民文化を発揚し、外来思想を批判し、マルキシズムに対抗するに足る理論体系の建設を目的とする」<sup>31)</sup>研究機関であった。

1930年代の昭和恐慌による経済的・政治的危機を打開するために、日本政府は戦争の道を選んで、満州事変を引き起こした。そして、その戦争を遂行するために、思想の取締りと国民意識の統合が一段と徹底されたのである。教員赤化事件・京大滝川事件・天皇機関説事件など、これらはいずれも右翼団体や軍部が国民思想に対する統制と教育への支配を強化するために引き起こされたものであった。殊に、美濃部達吉の「天皇機関説」が国体に反するものとされ、政府はそれを徹底的に芟除し、全力で国体観念の明徴に努める旨の声明を出した。ここに至っては、マルクス主義だけではなく、自由主義・個人主義・民主

主義などあらゆる外来思想が批判・弾圧の対象となり、それは明らかにファシズムの教育思想であったと言われる<sup>32)</sup>。

1935年11月に「教育ノ刷新振興ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議」するために教学刷新評議会が設置された。同評議会の答申は、「大日本帝国ハ万世一系の天皇天祖の神勅ヲ奉ジテ永遠ニコレヲ統治シ給フ」と日本国体の本義を提示し、「我が国ノ教学ハ大本ヲ国体ニ置キ日本精神ヲ以テ核心トナシ」と学問と教育の根本を規定した。また、「学校ヲ以テ国体ニ基ク修練ノ施設タラシメ」という方針のもとに学校教育の組織、内容及び方法を刷新することを求めた。この答申に基づいて、各段階の学校の教授要項の改訂、直轄学校において日本文化講義の実施などが進められ、人文社会科学系の学会活動を規制する日本諸学振興委員会が設置された。特に、東京・京都帝国大学と東京・広島文理科大学に国体学及び日本精神関係の講座を開設し、国体に基づいての研究と教育を行った。また、正統な国体観念を樹立するために、1937年に文部省によって『国体の本義』が刊行し、肇国神話に基づく国家観と現人神としての天皇への信仰が強力的に打ち出したのである。同年7月、文部省は思想局を廃止して外局としての教学局を設置した<sup>33)</sup>。

国体明徴を主眼とする教学刷新はこの時期の文教政策の根本問題であり、国体観念・日本精神を核心とする戦時下の教育体制はこれによって確立されたのである。この体制のもとで国民意識は厳しく規制・統合され、体制に少しでも反する思想が取り除かれた。よって、教学刷新評議会はファシズムの教育理念確立の重要な一段階をなすものであったと思われる<sup>34)</sup>。

1937年7月に、盧溝橋事件をきっかけに日本軍は全面的中国侵略戦争（日中戦争）を引き起こした。国民を戦争体制に動員するために、同月に「国民精神総動員実施要項」が決定され、国民精神総動員運動が行われたのである。この

非常時のもとで、教育も国家総力戦体制に組み込まれることになった。同年 12 月に教育審議会が設置され、戦争遂行に奉仕するための教育の改革方策が審議された。

教育審議会は 1941 年 10 月に審議を終了するまでに七つの答申と四つの建議をなした。その答申と建議の要点をまとめれば以下ようになる。教育の目的に関しては、学校教育と社会教育を通じて「国体ノ本義」「皇国ノ道」に基づいた国民の錬成・修練を行うべきことが唱えられた。そして、「八紘一宇ノ肇国精神ヲ顕現スベキ次代ノ大国民」、「東亜並ニ世界ニ於ケル皇国ノ使命ヲ負荷スルニ足ル大国民」の育成を求めるなど、総力戦体制に対応する侵略主義的な国民育成の理念を提示した<sup>35)</sup>。学校制度に関しては、小学校の国民学校への変革・義務教育八年制・青年学校義務制、師範学校の専門学校程度への昇格など学校制度を拡充する構想が示された。この中で最も注目すべきことは小学校の国民学校への変革である。

1941 年 3 月に国民学校令が發布され、小学校にかわって国民学校制度が発足した。国民学校の目的は「皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為ス」と規定された。教育内容についても、「皇国ノ道ヲ修練セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシム」という皇国民錬成の一途に帰されたのである。ここで強調されていた「皇国ノ道」とは「教育勅語」で初めて提示され、『国体の本義』・『臣民の道』など一連の政府刊行物で改めて確認された「皇運扶翼の道」を指すと思われる<sup>36)</sup>。『臣民の道』は国家総力戦体制の基礎としての国家奉仕を第一義とする国民道徳を樹立するために、1941 年に文部省教学局によって刊行されたものである。同書は日中戦争が八紘一宇の肇国の理想を東アジアに実現するための聖業であり、天皇に絶対随順し皇運を扶翼することが

臣民の道であることを説いている。国民に対して、私を捨てあらゆる生活・活動をあげて「天皇に帰一し国家に奉仕する」ことを強く要求した<sup>37)</sup>。

教育審議会は日中全面戦争のもとで、国家総力戦体制の構築に即応する教育の改革政策を講ずるために設置されたものであった。同審議会は「皇国ノ道」という日本教育の根本精神の徹底とそのための内容や方法の改革に主眼を置いた<sup>38)</sup>。その改革においては、天皇信仰を中核とするファシズムのイデオロギーと侵略戦争を遂行する意図が顕れている。

日中戦争の長期化と太平洋戦争の勃発に伴って軍備が大幅に拡張され、男子青壮年が次々と戦場に動員された。これにより、軍隊における将校の不足と国内における労働力の不足が深刻になっていた。これを対処するために学校制度の縮小と統合は余儀なくされることとなった。1941年の末から、修業年限の短縮・学徒出陣と勤労働員・学童疎開など一連の戦時非常措置がとられたのである。これによって学徒は教育の場から離れられ、学校教育はほとんど停止の状態になったのである。やがて、1945年8月14日にポツダム宣言の受諾をもって日本は敗戦を迎えた。戦争のために教育の役割を最大限に発揮することを求め、営々と築き上げてきた軍国主義の教育体制も崩壊に至ったのである。

## 註

1) 江戸時代から明治初年（学制発布以前）にかけての教育機関として、他に郷学や私塾もある。対象によって、郷学は大別して藩学の延長ともいべきものと、庶民を教育する目的で藩主や代官・民間有志によって設立されたものの二種がある。また、郷学には武士のほかに庶民の入学をも認める両者の中間的なものもあるので、限れた数ではあるが郷学や私塾では武士と庶民とがともに学ぶ機会もあった。

2) 文部省『学制百年史 通史編』帝国地方行政学会、1972年、134頁。

学制を制定する際に文部省が学制原案に添えて太政官に提出した文書の中に学制の着手順序としてあげられた九項目の一つである。

- 3) 文部省『学制百年史 通史編』帝国地方行政学会、1972年、83頁。
  - 4) 川瀬八洲夫「学制制定期における徳育思想」『東京家政大学研究紀要』第9集、117頁。
  - 5) 文部省『学制百年史 通史編』帝国地方行政学会、1972年、84頁。
  - 6) 文部省『学制百年史 通史編』帝国地方行政学会、1972年、90頁。
  - 7) 日本近代教育史刊行会『日本近代教育史』講談社、1973年、43頁。
- 学制取調掛として任命されたのは箕作麟祥・岩作純・内田正雄・長光・瓜生寅・木村正辞・杉山孝敏・辻新次・長谷川泰・西潟訥・織田尚種・河津祐之の十二名である。これらのうちに国漢学者と見られる長光と木村正辞を除いて、すべて洋学者である。
- 8) 文部省『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会、1972年、11頁。
  - 9) 日本近代教育史刊行会『日本近代教育史』講談社、1973年、57-58頁を参照。
  - 10) 文部省『学制百年史 通史編』帝国地方行政学会、1972年、150頁を参照。
  - 11) 文部省『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会、1972年、7頁。
  - 12) 松本賢治・鈴木博雄『増補 原典近代教育史』福村出版、1970年、64頁。
  - 13) 明治14年の政変とは、明治14年に伊藤博文・井上馨らの漸進派が開拓使官有物払下事件をきっかけとして、国会開設・憲法制定をめぐる対立していた即時開設派の大隈重信一派を政府から追放した事件である。
  - 14) 文部省『学制百年史 通史編』帝国地方行政学会、1972年、164頁を参照。
  - 15) 文部省『学制百年史 通史編』帝国地方行政学会、1972年、271頁。
  - 16) 文部省『学制百年史 資料編』帝国地方行政学会、1972年、8頁。
  - 17) 松本賢治・鈴木博雄『増補 原典近代教育史』福村出版、1970年、42頁を参照。
  - 18) 海後宗臣編『臨時教育会議の研究』東京大学出版会、1960年、75-76頁。
  - 19) 海後宗臣編『臨時教育会議の研究』東京大学出版会、1960年、1012頁。

- 20) 松本賢治・鈴木博雄『増補 原典近代教育史』福村出版、1970年、127-128頁。
- 21) 寄田啓夫・山中芳和『日本の教育の歴史と思想』ミネルヴァ書房、2002年、107頁。
- 22) 松本賢治・鈴木博雄『増補 原典近代教育史』福村出版、1970年、116頁。
- 23) 寄田啓夫・山中芳和『日本の教育の歴史と思想』ミネルヴァ書房、2002年、107-114頁。
- 24) 鈴木和正「近代教育制度と大正新教育運動—教育学における諸概念の検討を中心に—」『常葉大学教育研究実践報告誌』第1巻第1号、2017年。
- 25) 堀尾輝久『天皇制国家と教育—近代日本教育思想史研究』青木書店、1987年、65頁。
- 26) 松本賢治・鈴木博雄『増補 原典近代教育史』福村出版、1970年、132頁。
- 27) 木下繁弥「自学主義教育思想の日本的展開」『東京都立大学人文学報』、1967(60)、21頁。
- 28) 1925年から翌年にかけて、治安維持法違反・出版法違反・不敬罪を理由に学連に関連する学生運動弾圧事件である。この事件に関連して全国の社会問題研究会等に所属する多数の学生が検挙されたが、その端緒となったのは京都府警が不穏文書の口実で京大生をはじめとする数十名の学生を逮捕されたことであつたため、京大学生事件とも呼ばれる。
- 29) 学生課は翌年に学生部に、1934年に思想局に昇格し、その機能はしだいに拡大・強化されていった。
- 30) 寄田啓夫・山中芳和『日本の教育の歴史と思想』ミネルヴァ書房、2002年、125頁。
- 31) 松本賢治・鈴木博雄『増補 原典近代教育史』福村出版、1970年、139頁。
- 32) 松本賢治・鈴木博雄『増補 原典近代教育史』福村出版、1970年、195頁。
- 33) 寄田啓夫・山中芳和『日本の教育の歴史と思想』ミネルヴァ書房、2002年、127-128頁。
- 34) 日本近代教育史刊行会『日本近代教育史』講談社、1973年、331頁。
- 35) 寄田啓夫・山中芳和『日本の教育の歴史と思想』ミネルヴァ書房、2002年、129頁。

近代日本の教育思想史的背景に関する考察

- 36) 松本賢治・鈴木博雄『増補 原典近代教育史』福村出版、1970年、204頁。
- 37) 寄田啓夫・山中芳和『日本の教育の歴史と思想』ミネルヴァ書房、2002年、131頁。
- 38) 日本近代教育史刊行会『日本近代教育史』講談社、1973年、337頁。



# **A study on the background of educational thought history in modern Japan**

Li Liye

Graduate School of Humanities and Social Sciences

(Doctor 's Degree Program)

Hiroshima University

Generally speaking, the origin of modern education in Japan can be traced back to the Edo period. At the end of this period, educational institutions such as Hanko (domain school) and Terakoya (a private elementary school in the Edo period) rapidly developed, modernizing their educational contents to form the basis for the development of modern education in Japan after the Meiji Restoration. However, the education system at the end of the Edo period strictly distinguished between samurai (warrior class) education and folk education based on the identity system, which was essentially different from the new public education system established after the Meiji Restoration. This study regards the educational reforms of the Meiji government as the origin of modern Japanese education, and explores the history of modern Japanese educational thought from the Meiji Restoration to the end of World War II, along the formulation process of modern Japanese educational system.

The promulgation of the school system in 1872 marked the establishment of the modern Japanese education system, and after several reforms, a new education system guided by European and American educational concepts

was established. In 1890, with the issuance of the Imperial Rescript on Education, the Confucian moral education concept was united with the nationalist education concept, and a nationalist education system suitable for the absolute system of the emperor system was established. During the Taisho period, with the development of capitalism, a new education movement emerged, leading to an increased demand for education. The new education movement criticized the traditional teacher-centered education system, and advocated a new educational concept with children in the center and respect for individuality. This movement partially reflected the educational requirements of the emerging bourgeoisie, but it did not fundamentally shake the nationalist education system centered on the emperor system. By the 1930s, the education system had become a tool for militarism to rule the people, and eventually collapsed with the defeat of Japan in World War II.